

## 保育の必要性を確認できる書類

預かり保育の利用料が無償となる方は、保護者が保育の必要性の認定事由に該当する方です。保育の必要性の認定事由及び確認のために必要な書類は次のとおりです。

事由		基準	必要書類
①就労等 (月 60 時間以上)	家庭外 労働	家庭の外で仕事をしている (会社勤務等)	・ 就労証明書 職場で記入してもらう
	家庭内 労働	家庭の中で日常の家事以外の 仕事をしている (自営業等)	・ 就労証明書 ・ 事業を行っていることがわかる書類 (確定申告の書類、営業許可証、賃金明細等)
②妊娠・出産		妊娠中である又は出産後間がない (出産日前後各 8 週間)	・ 申告書 ・ 母子手帳の出産予定日が記入されたページのコピー
③疾病・障がい		病気、負傷、心身に障がいがある	・ 申告書 ・ 診断書又は障害者手帳
④介護等		長期にわたり病気又は障がいを有する同居親族等があり、常時介護・看護にあっている	・ 申告書 ・ 介護・看護されている方の診断書又は障害者手帳
⑤災害復旧		火災・風水害・地震その他の災害の復旧にあっている	・ 申告書 ・ 罹災証明書
⑥求職活動※		求職活動を行っている (求職期間は入所月を含む 2 ヶ月間)	・ 申告書 ・ 誓約書兼求職活動報告書
⑦就学		就学 (職業訓練を含む) している	・ 申告書 ・ 在学証明書、受講時間と受講期間が確認できる書類

※「⑥求職活動」で申請される方は、「申告書」のほかに「誓約書兼求職活動報告書」を提出してください。また、求職期間は 2 ヶ月間とし、就職が決まり次第、職場で証明してもらった「就労証明書」を町に提出してください。